

広島県告示第九百八十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

医療法人社団 あゆみ会	名称 の主たる事務所の所在地	名称 の所在地	指定居宅サービス事業者	居宅サービス事業を 廃止した事務所	廃止年月日
			広島市安佐北区狩 留家町一二九八一	かるが医院	